

ストップ ザ 消費者被害

稚内市消費者被害防止連絡会ニュース No. 6 6

[事務局] 稚内市消費者センター
稚内市中央4丁目16番2号
稚内市保健福祉センター2階
電話 0162-23-4133

新手
詐欺

〇〇ペイで返金します に注意!

--- ネットショッピング代金を返金するふりをして、送金させる手口 ---


ネットショッピングで商品を購入した消費者が、販売業者から「決済アプリを使って返金する」と言われ、スマートフォンで返金手続きを誘導されているうちに【返金】してもらはずがいつの間にか【送金】してしまっていた。という**新手の詐欺**に関する相談が全国の消費生活センター等に寄せられています。

「〇〇ペイで返金します」と言われたら詐欺を疑ってください!

【相談事例】

ネット通販で約7,000円のアクセサリを購入した。支払方法は銀行振り込みのみで、業者に振り込み完了メールを送った後、『在庫が欠品しているため、注文をキャンセルします』というメールが届いた。『払い戻しは〇〇ペイで行います』との内容で、LINEの友達登録をするよう指示があり、ビデオ通話で指示をされるがまま〇〇ペイに数字を言われて入力した。何度か相手から『失敗している』と言われ、複数回操作した結果、約10万円の送金をしていることが分かった。

【詐欺の手口】

<p>① ネットショッピングしたが商品が届かない</p> 	<p>② メールや電話でショップから返金の連絡がある</p> <p>商品が準備できないので返金します。</p> 	<p>③ LINEでやり取り</p> <p>〇〇ペイで返金します。送った〇〇ペイのリンクをタップしてください。</p> 
<p>④ リンクをタップすると〇〇ペイの画面が開き、言われるままに操作する</p> 	<p>⑤ 返金してもらはずが送金しちゃった</p> 	

相手の指示に従わず
稚内市消費者センターや警察等に相談してください

(情報提供: 国民生活センター)

見守り 新鮮情報

スマホのゲーム中に「宝くじに当選するよう導いていく」という広告が出て、アクセスすると**占いサイト**だった。**老後の生活が心配**で、家族のことも考え、宝くじに当たるならと思った。サイトから来るメールに言葉や数字のら列が書いてあり、それを一文字ずつ送り返すと**運気が上がる**という。送信1回につき1,500円かかるが、指示通りに、一文字ずつ何回も送った。足の具合が悪くて**友人に会えない寂しさ**もあり、楽しかった。「もう少しで**当たる**」や「**運気が上がる**」という言葉信じ、コンビニやクレジットカードなどで、**約400万円支払**ってしまった。



(情報提供:国民生活センター)

★相手の言葉をうのみにせず、冷静になりましょう！

占い師や鑑定士を名乗る者から「もう少しで宝くじ当選番号を教える」と期間を引き伸ばされたり「最後まで鑑定を受けないと不幸になる」など言葉巧みに引き止められ、いつの間にか高額な費用となるケースが見られます。

★スクリーンショット等で残しておきましょう！

やりとりの内容は、トラブルになったときのための証拠になります。占いサイトを退会すると、今までのメッセージのやりとりを確認できなくなる可能性があります。

相談事例（稚内市消費者センター）

◆『リボ払い』『定額払い』仕組みを理解して利用しましょう！

【相談事例】

クレジットカードが停止になったのでカード会社に確認したところ支払方法が『リボ払い』になっているらしいが、本会員が夫のため詳しい内容は教えて貰えなかった。今回カード会社から15万円位の請求書が届き早く支払うように言われたので支払ったが、リボの残債が100万円くらいあるといわれ困惑している。夫が電話し担当者からの連絡待ちである。『リボ払い』にした覚えはない。

【対処】

当センターは契約者本人からの相談が基本となり、カード会社への問い合わせは本人確認と同意確認をしなければ対応してもらえない。ご主人が担当者と連絡がとれたら、支払方法の確認をし、リボを解除した場合、残債支払いはどうなるのか、一括なのか分割が可能か相談する事。クレジットカードを申し込む際には、支払方法の確認が必要であること。明細書は料金はかかっても書面への切替を提案した。

困った時には、稚内市消費者センターへご相談ください。

稚内市中央4丁目 保健福祉センター 2階

電話 0162-23-4133・FAX 0162-23-4134



☆☆☆ 無料法律相談の活用を！ ☆☆☆

稚内市では「無料法律相談」を毎月1回（原則、第2日曜日）実施しています。

向こう3ヶ月の【実施日】：11月12日・12月10日・令和6年1月14日

○相談時間は、午前11時から午後3時までです。（相談時間は1人25分）

○相談を希望される方は、**事前に申し込みが必要**です。下記へご連絡願います。

◆稚内市生活福祉部 生活衛生課 市民生活グループ 電話（直通）：0162-23-6413